

ICT支援員だより

平成29年度 第9号

平成30年1月5日 発行




過去の「ICT支援員だより」は次のURLに掲載しています。<http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/kyouiku/y124/s575/>

ICT活用モデル校の実践事例

- 学校名 向原中学校
- 実施日 平成29年 11月 27日 (月)
- 学 年 3学年
- 教 科 社会
- 单元名 司法権の独立と裁判
- 本時の目標 法に基づく公正な裁判の保障，司法制度改革や裁判員制度の意義について，司法に関する種々の資料を活用しながら多面的・多角的に考察して理解を深め，社会の一員として積極的に司法に関わっていく意欲を持とうとする。



○本時の学習展開 (主な学習活動)

	主な学習活動	ICT 活用	
		T (指導者)	S (児童生徒)
導 入	1 課題意識をもつ。 ○前時の学習内容を想起する。	電子黒板にスライドを提示し、これまでの既習事項と前時の学習内容を想起させる。	
展 開	2 めあてを確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">裁判員として裁判に参加し、有罪か無罪か判決理由を説明しよう。</div> 3 裁判員裁判の手順をシミュレーションし、判決を考える。 ○個人思考→グループでの意見交流→全体 4 本時のまとめをする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">どれだけあやしいと思われる状況があっても「疑わしきは罰せず」が刑事裁判の原則である。この裁判は、物証がなく、状況証拠しかないため、実際の裁判であれば、有罪の判断は難しいと思われる。</div>	電子黒板に資料を提示し思考させる。	
終 末	5 本時の振り返りをする。 ○振り返り例 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">裁判員として評議し判決を出すことの難しさを知った。将来裁判員に選ばれたら、正しい判断ができる力を身に付けたい。</div>		

○活用の様子



今年度8月～11月までのICT活用モデル校・ICT導入校の実践事例を、共有パソコンの「共有」の中にある「ICT活用実践事例」のフォルダに入れています。ぜひご活用ください。



「学習指導要領の総則におけるICTの位置づけ」

＜現行学習指導要領＞

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (9) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

＜新学習指導要領＞

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- (3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

情報活用能力と言語能力が学習の基盤となると位置づけられたことを受けて、教える側と学ぶ側の指針が明確に示されました。このプログラミング教育については平成32年度からですが、それ以外は来年度から先行実施です。これまでのICT活用報告を参考にしっかり備えてください。

おすすめは実物投影機です。
(7月号参照)

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。

次号は2月に発行し、ICT導入校のICT実践例を紹介したいと思います。

よろしくお願ひ致します。

